

平成27年度 愛知県木造住宅耐震診断員養成講習会 Q & A

平成27年度の講習会におきまして、質問がありました内容について下記のとおりまとめました。

Q 1

報告書 5 ページ(改訂第 3 版 愛知県木造住宅耐震診断マニュアル 24 ページ参照)にある、報告者の欄に「△△設計事務所」と記載する枠が設けられているが、過去に建設業を廃業した後に耐震診断を行い、診断報告書のある市に提出をしたとき、「所属欄を空欄にせず設計事務所名(会社名)を入れて」との指導を受けた。診断員の資格は、基本個人の資格であり、行政の行う耐震診断事業に対し診断員個人が行う事業と考えるのだが、設計事務所名(会社名)が必要か。もし、必要となるのであれば、所在地、連絡先についても設計事務所名(会社名)か。

A 1

設計事務所名については、愛知県建築物地震対策推進協議会では記載を義務付けしておりません。しかし市町村民間木造住宅耐震診断事業の主体となる各市町村の判断により必要となる場合もございます。

Q 2

マニュアル P34 にある伝統工法選別チェックシートに記載してある選別基準(チェック項目)のうち 4 に記載がある成について、12 cmではなく、14 cmではないのか。

A 2

愛知県建築物地震対策推進協議会ではマニュアルに記載があります 12 cmで取り扱っております。異なる取扱いを市町村で行っている場合は各市町村にご確認ください。

Q 3

マニュアル P23 スライド資料 P20 に記載してある概算工事費(55000 円/mと 80000 円/m)について、異なる値が記載されている。誤記か。

A 3

スライド資料 P20 に記載してある記載例は、バージョン 3.2 では選択出来ない(選択肢として用意されていない)基礎形式を選択している図になっておりました。次回の講習会の際には修正するように対応いたします。

Q 4

診断ソフトウェアは最新バージョンを利用するのが適当だと考えるが、どのレベルまでバージョンがアップデートされていれば良いのか。もしくは、このバージョン以下では問題があるというのはどのバージョンになるか。

A 4

愛知県建築物地震対策推進協議会としましてはバージョン 3.2 を最新のものとして公開しております。しかし、これはバージョン 3.1 や耐震診断員の技量に応じて適切に補正をした補強必要枚数により算出したものの使用を妨げるものではありません。

取り扱いについては、各市町村窓口にご確認ください。